八尾市指定給水装置工事事業者の【指定証再交付】申請のご案内

指定証の再交付　　＊指定証再交付の郵送による受付も可とします。
※郵送される方は電話連絡をお願いします。

●指定証の汚損又は紛失、もしくは指定事項の変更があった際、指定証の再交付を申請することができます。
　再交付を希望する場合は、「指定証再交付申請書」八尾市指定様式第３号により、再交付の手続きを行ってください。

【受付方法】
①対面での受付…申請書を持参される方は、下記の受付場所までお越しください。申請書を確認のうえ、再交付手数料の納付書を発行します。

②郵送での受付…申請書と一緒に返信用封筒（Ａ４サイズ・切手貼付）２通（納付書送付用と指定証送付用）をお送りください。　※郵送される方は事前に電話連絡をお願いします。
後日、返信用封筒にて再交付手数料の納付書を送付します。

※　申請書の受付日は手数料の納金日とします。　納金確認をさせていただきますので、領収書を受付場所までお持ちいただくか、領収書の写しを郵送またはＦＡＸ、Ｅメールにより確認させていただきます。
納金確認が出来ないと申請書の受付が完了出来ないので、ご注意ください。

【受付場所】
八尾市水道局　施設整備課　給水係
電 話　072-923-6308（直通）
ＦＡＸ　072-923-6595
Ｅ ﾒｰﾙ　suidousisetsu@city.yao.osaka.jp

【送付先】
〒581-0007　大阪府八尾市光南町一丁目４番30号
八尾市水道局　施設整備課　給水係

【受付時間】
平日９：００～１１：３０、１４：００～１６：３０

【再交付手数料】
2,000 円

【交付日】
事務処理が完了後、速やかに指定証を交付します。
指定証を交付後に連絡致しますので、速やかに受け取りにお越しください。
但し、指定証送付用に返信用封筒（Ａ４サイズ・切手貼付）をお預かりしている場合は、指定証を郵送いたします。